

議案第91号

貸付金の返還の免除に関する条例の制定について

貸付金の返還の免除に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年11月30日提出

加西市長 中 川 暢 三

貸付金の返還の免除に関する条例

市長は、貸付金の貸与を受けた者が次表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ当該右欄に掲げるところによりその返還に係る債務を免除することができる。

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
大学の医学部に在学する者及び助産師又は看護師を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来市立加西病院に勤務しようとするものに貸与する修学資金	(1) 卒業後における在職期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に達したとき。	債務の全額
	(2) 在学中又は在職中に死亡したとき又は心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。	
	(3) 第1号の在職期間が修学資金の貸与期間に満たないで退職（前号の場合を除く）したとき。	債務の一部
	(4) その他やむを得ない理由があると認められるとき。	債務の全額又は一部

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

医師及び助産師、看護師を確保するため、医学部生等に修学資金を貸し付ける制度を運用するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、市立加西病院に一定期間勤務する場合等に貸付金の返済を免除するため、本条例を制定するもの。

政策等の形成過程説明資料

平成22年12月定例会

議案等の 件名	議案第91号	政策等 の区分	条例
	貸付金の返還免除に関する条例		その他()

①【政策等を必要とする理由】

病院経営にとって、医師及び看護師等の志のある優秀な人材確保を図ることは、喫緊の課題となっているところである。
 そのため、修学資金の貸付制度を創設し、市立加西病院に一定期間勤務した場合に貸付金の返済を免除するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により本条例の制定が必要となる。
 なお、医師については、確保状況及び臨床研修マッチング制度改正等により修学資金貸与制度が必要となる場合に実施する。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

類似条例制定団体：三木市、西脇市、赤穂市、三田市、芦屋市、川西市、神戸市、公立八鹿病院組合、公立豊岡病院組合等

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

地方自治法

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

各年事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
2,880				2,880

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

返還免除予定金額：平成23年度1,200千円、平成24年度～各年1,440千円

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

看護師等の確保と医療の中核をなす看護師のリーダーを養成することで、医療の質の向上と経営の向上が図れる。また、医師確保についても、研修制度改正等に迅速な対応が図れる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
市立加西病院	総務課	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無